

報酬助成の助成金額計算例

1 助成金額

対象経費	助成額	助成上限額
①後見人等および 後見監督人等の報酬	家庭裁判所が審判した 報酬額	後見人等および後見監督人等1人あたり月額28,000円 (R3年度分以前は被後見人等1人あたり月額28,000円)
②後見業務等に要した 交通費等の必要経費 (R4年度分から対象)	実費	なし

① 後見人等及び後見監督人
等の報酬として家庭裁判
所が審判した報酬額

+

② 後見業務等に要
した交通費等の
必要経費

=

助成額

2 助成金額の計算例

(1) 『後見人等および後見監督人等の報酬として家庭裁判所が審判した報酬額』に対する助成額の計算

申請者の後見人等および 後見監督人等の人数	家裁が審判した 報酬の対象期間	算出方法
1人 (単独受任事案)	平成22年10月1日以降のみ	ケース1
	平成22年10月1日をまたぐ	ケース2
2人 (複数後見事案もしくは後見監督人 等がいる事案) ※対象期間が令和4年4月1日以降のみの場合 は、後見人等ごとにケース1の計算を行う。	令和4年4月1日をまたぐ	ケース3
	令和4年3月31日以前のみ	ケース4

(2) 『後見業務等に要した交通費等の必要経費』に対する助成額の計算

区 分	算出方法
報酬付与の対象期間が令和4年4月1日以降のみの場合	ケース5
報酬付与の対象期間が令和4年4月1日をまたぐ場合	ケース6
特例申請（被後見人等死亡後の申請）の場合	ケース7

(1) 家庭裁判所による報酬付与の審判額に対する助成額の計算

●ケース 1 <平成22年10月1日以降のみ・単独受任>

助成上限金額	月額 28,000 円
助成金額	家庭裁判所が審判した報酬額と助成上限金額を比較し低い方の額 ×対象月数
例	○家庭裁判所が審判した報酬額（例） 後見人報酬 200,000円…A ○家庭裁判所が審判した報酬の<u>対象期間</u>（例） <u>12ヶ月</u> <R4. 4. 1～R5. 3. 31> 【報酬助成金額の算出】 ①上限金額の算出 $\frac{12\text{ヶ月}}{12\text{ヶ月}} \times 28,000\text{円} = 336,000\text{円} \cdots B$ ②助成金額の算出 $A < B \Rightarrow \mathbf{200,000\text{円}}$

●ケース 2 <平成22年10月1日をまたぐ・単独受任>

助成上限金額	平成 22 年 10 月 1 日以降の月数 × 28,000 円
助成金額	家庭裁判所が審判した報酬額のうち H22. 10 以降分の報酬額と、助成上限金額を比較し低い方の額×対象月数
例	○家庭裁判所が審判した報酬額（例） 後見人報酬 200,000 円 ○家庭裁判所が審判した報酬の<u>対象期間</u>（例） 12 ヶ月 (H22. 8. 1～H23. 7. 31) ✓H22. 10. 1 以降の報酬が助成対象となるため、助成対象期間となるのは、H22. 10. 1 から H23. 7. 31 までの 10 ヶ月が対象となります。 【報酬助成金額の算出】 ① 上限金額の算出 $10\text{ヶ月} \times 28,000\text{円} = 280,000\text{円} \cdots A$ ② 家庭裁判所が審判した報酬額のうちH22. 10. 1以降分の報酬額 $200,000\text{円} \div 12\text{ヶ月} \times 10\text{ヶ月分} = 166,666.66 \cdots \text{円}$ $\Rightarrow 166,666\text{円} (1\text{円未満切捨て}) \cdots B$ ③ 助成金額の算出 $A > B \Rightarrow \mathbf{166,666\text{円}}$

●ケース3 <令和4年4月1日をまたぐ・複数後見等or後見監督人等がいる>

助成上限金額	(R4. 4. 1～) 後見人等および後見監督人等それぞれ月額 28,000 円まで (～R4. 3. 31) 後見人等報酬(月額)と後見監督人等報酬(月額)を合算して、月額 28,000 円まで
助成金額	家庭裁判所が審判した報酬額(月額換算した額)と助成上限金額を比較し低い方の額×対象月数
例	○家庭裁判所が審判した報酬付与の対象期間と報酬額(例) 後見人 12ヶ月(R3. 11. 1～R4. 10. 31) 240,000円 後見監督人 12ヶ月(R3. 11. 1～R4. 10. 31) 120,000円 (1) 報酬助成金額の算出<R3年度以前分> ①家庭裁判所が決定した報酬額のうち、令和3年度以前分の金額 後見人等 240,000円×5ヶ月÷12ヶ月=<u>100,000円</u> 後見監督人 120,000円×5ヶ月÷12ヶ月=<u>50,000円</u> 報酬付与の全体の対象期間 12 カ月のうち、5 ヶ月(R3. 11. 1～R4. 3. 31)が令和3年度以前のため、全体の審判額×5 ヶ月/12 ヶ月で令和3年度以前分の報酬額を積算します。 ②家庭裁判所が決定した報酬額の1月あたりの金額 後見人 100,000円÷5ヶ月=20,000円 <u>後見監督人 50,000円÷5ヶ月=10,000円</u> 被後見人等1人あたり 月額30,000円 ③1月あたり助成額 28,000円<30,000円 ⇒助成金額 28,000円/月 ④助成金額の算出 助成金額 28,000円×5ヶ月=140,000円・・・A (2) 報酬助成金額の算出<R4年度以降分> ①家庭裁判所が決定した報酬額の令和4年度以降分の金額 後見人 7ヶ月(R4. 4. 1～R4. 10. 31) 140,000円 後見監督人 7ヶ月(R4. 4. 1～R4. 10. 31) 70,000円 ②家庭裁判所が決定した報酬額の1月あたりの金額 後見人 140,000円÷7ヶ月=20,000円 後見監督人 70,000円÷7ヶ月=10,000円 (⇒続く)

	③ 1 月あたり助成額 後見人 28,000円 > 20,000円 ⇒ 助成金額 20,000円/月 後見監督人 28,000円 > 10,000円 ⇒ 助成金額 10,000円/月 ④助成金額の算出 後見人 20,000円 × 7ヵ月 = 140,000円 後見監督人 10,000円 × 7ヵ月 = 70,000円 助成金額 210,000円・・・B (3) 報酬助成金額の算出<合計> A + B = 助成額 140,000円 + 210,000円 = <u>350,000円</u>
--	--

●ケース4 <令和4年3月31日以前のみ・複数後見等or後見監督人等がいる>

助成上限金額	家庭裁判所が審判した後見人等報酬(月額)と後見監督人等報酬(月額)を合算して、月額 28,000 円まで
助成金額	家庭裁判所が審判した報酬額(月額換算した額)と助成上限金額を比較し低い方の額×対象月数
例	○家庭裁判所が審判した報酬対象期間と報酬額(例) 後見人 <u>12ヶ月</u> (R2.10.1~R3.9.30) 240,000円 後見監督人 <u>12ヶ月</u> (R2.10.1~R3.9.30) 120,000円 【報酬助成金額の算出】 ① 家庭裁判所が決定した報酬額の1月当たりの金額 後見人 240,000円 ÷ <u>12月</u> = 20,000円 後見監督人 120,000円 ÷ <u>12月</u> = 10,000円 } 合計 30,000 円/月 ②1月あたり助成金額 28,000円 < 30,000円 ⇒ 助成金額 28,000円/月 ③助成金額の算出 助成金額 28,000円 × 12月 = <u>336,000円</u>

(2) 後見業務等に要した交通費等の必要経費の計算

●ケース5＜令和4年4月1日以降のみ＞

助成上限金額	なし
助成金額	実費
対象期間	報酬付与の対象期間
例	＜報酬付与の対象期間：R4. 4. 1～R5. 3. 31の場合＞ R4. 4. 1 交通費 600円 R5. 12. 13 郵送料 84円 R5. 1. 27 手数料 300円 助成額 984円

●ケース6＜令和4年4月1日をまたぐ＞

助成上限金額	なし
助成金額	実費
対象期間	報酬付与の対象期間（令和3年度以前は対象外）
例	＜（例）報酬付与の対象期間：R3. 8. 1～R4. 7. 31＞ R3. 11. 1 交通費 600円 R4. 2. 15 郵送料 84円 R4. 4. 18 交通費 600円 R4. 6. 13 郵送料 84円 R4. 7. 27 手数料 300円 R4. 8. 15 交通費 600円 ⇒ 助成額 984円

（注）令和3年度以前は対象外

●ケース7＜特例申請の場合＞

助成上限金額	なし
助成金額	実費
対象期間	報酬付与の対象期間＋期間後～申請日まで
例	＜（例）報酬付与の対象期間：R3. 8. 1～R4. 7. 31＞ ＜（例）報酬助成（特例用）申請日：R4. 8. 31＞ R3. 11. 1 交通費 600円 R4. 2. 15 郵送料 84円 R4. 4. 18 交通費 600円 R4. 6. 13 郵送料 84円 R4. 7. 27 手数料 300円 R4. 8. 15 交通費 600円 ⇒ 助成額 1,584円

（注）令和3年度以前は対象外

報酬付与の対象期間後～報酬助成の申請日まで
（R4. 8. 1～R4. 8. 31）に要した経費も対象となります。